

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 の一部を改正する法律案 ＜小規模支援法＞

平成26年4月
中小企業庁

1. 法律改正の趣旨

人口減少等の我が国経済社会の構造的変化により地域の活力が減退し、地域経済を支える小規模事業者は需要の低下、売上の減少に直面。

小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートする体制を全国的に整備するための措置を講ずる。

2. 法律改正の概要

（1）伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制整備

需要開拓や経営承継等の小規模事業者の課題に対し、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会・商工会議所の支援計画（「経営発達支援計画」）を国が認定・公表。

（2）商工会・商工会議所を中核とした連携の促進

計画認定を受けた商工会・商工会議所は、市区町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援。連携主体が一般社団法人・一般財団法人（地域振興公社など）またはNPOの場合は、中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する。

（3）独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務追加

計画認定を受けた商工会・商工会議所に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、先進事例や高度な経営支援のノウハウの情報提供等を実施。

3. 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日